

**第 1 期**  
**富山市障害福祉計画**

**平成19年 3 月**  
**富 山 市**

## ■ ■ 第1部 総 論

1 障害者自立支援法制定の背景	2	(2) 計画の範囲	8
2 新しいサービス体系	3	(3) 計画の期間	8
(1) 新たな自立支援システム	3	(4) 目標年度	8
(2) 障害福祉サービス	4	(5) 計画の達成状況の点検および評価	8
3 現状の課題	5	5 基本的理念	9
(1) 居宅生活支援サービス	5	(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重	9
(2) 施設訓練等サービス	6	(2) 障害の種類や地域におけるサービス格差の解消	9
(3) 精神科病院入院者	6	(3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備	9
(4) まとめ	7		
4 計画の性格等	8		
(1) 計画の性格	8		

## ■ ■ 第2部 日中活動系・居住系サービスの数値目標の根拠

1 「障害福祉サービス事業等移行計画書」集計結果	12	5 在宅からケアホーム・グループホーム入居者の見込み	21
2 退院可能な精神に障害のある人の地域移行の見込量	18	6 富山型デイサービス新規利用者の見込み	21
3 養護学校卒業者のサービス見込量	19	7 日中活動系・居住系サービスの合計	22
4 新規施設入所者の推計	20		

## ■ ■ 第3部 3つの目標

1 国の基本指針	26	3 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行	27
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	26	4 福祉施設から一般就労への移行	28
(2) 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行	26		
(3) 福祉施設から一般就労への移行	26		
2 福祉施設の入所者の地域生活への移行	27		

## ■ 第4部 障害福祉サービス

---

1 訪問系サービス	30	(8) 児童デイサービス	36
2 日中活動系サービス	31	(9) 短期入所	36
(1) 生活介護	31	3 居住系サービス	37
(2) 自立訓練(機能訓練)	32	(1) グループホーム・ケアホーム	37
(3) 自立訓練(生活訓練)	33	(2) 施設入所支援	38
(4) 就労移行支援	33	4 サービス利用計画の作成	38
(5) 就労継続支援(A型)	34	5 障害福祉サービスのまとめ	39
(6) 就労継続支援(B型)	35		
(7) 療養介護	35		

## ■ 第5部 地域生活支援事業

---

1 地域生活支援事業の概要	42	(3) 日常生活用具給付等事業	44
(1) 目的	42	(4) 移動支援事業	44
(2) 事業内容	42	(5) 地域活動支援センター事業	46
2 地域生活支援事業の実施に関する事項	43	(6) 訪問入浴サービス事業	47
(1) 相談支援事業	43	(7) 日中一時支援事業	47
(2) コミュニケーション支援事業	43	(8) そのほかの地域生活支援事業	48



第1部

総論

## 1 障害者自立支援法制定の背景

---

わが国の障害福祉制度は、行政がサービス利用を決定する措置制度の下で実施されてきましたが、平成15年度からは、利用者の選択による契約に改めた支援費制度が導入されました。これにより、ホープヘルプサービス等の利用者が大幅に増加しました。

しかしながら、想定外の利用量急増により財源不足に陥ったことや、各種サービスの提供や相談支援体制についての市町村格差が目立ってきました。また、精神に障害のある人は支援費制度の対象になっていなかったこともあって、身体や知的障害のある人のサービスに比較して立ち後れが指摘されていました。さらに、福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、入所者の地域生活への移行や就労の支援といった新たな課題への対応が求められています。このような状況への対応策として、平成17年11月、障害者自立支援法が公布されました。主な改正点は次のとおりです。

### 障害福祉サービスの一元化

サービス提供主体を市町村に一元化されました。また、障害のある人の自立支援を目的とした福祉サービスは、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の制度により提供することとされました。

### 障害のある人がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした就労移行支援事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害のある人が企業等で働けるよう、福祉側から支援することとされました。

### 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障害福祉に取り組み、障害のある人が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和されました。

### 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化されました。

### 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合う仕組みの強化

#### 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

障害のある人が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量と所得に応じた公平な利用者負担を求められるようになりました。

#### 国の「財政責任の明確化」

福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービス

も、国が義務的に負担する仕組みに改められました。

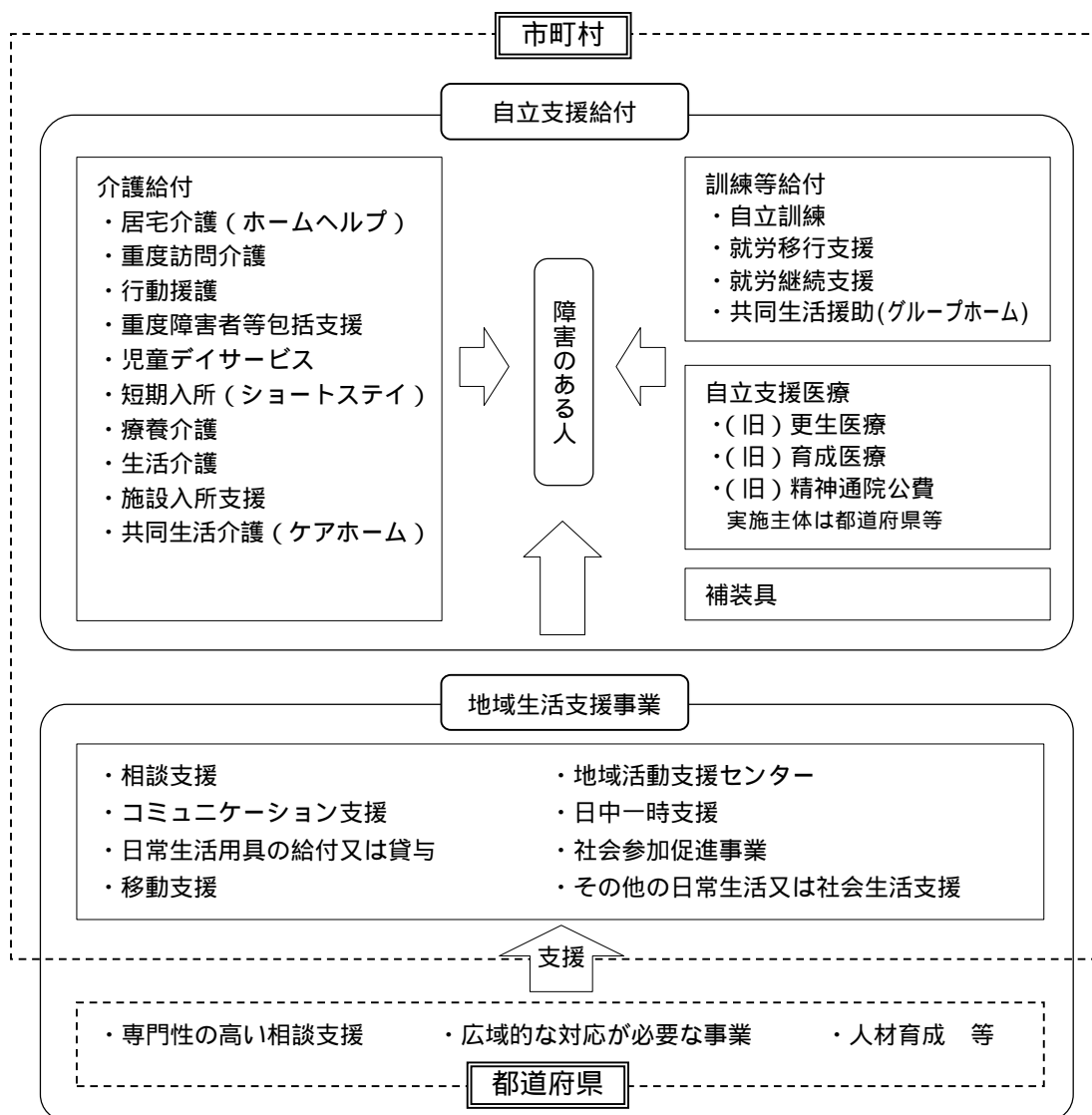
障害者自立支援法では、以上の改正内容等を担保するために、市町村および都道府県に障害福祉計画の策定を義務づけています。

## 2 新しいサービス体系

### (1) 新たな自立支援システム

障害者自立支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

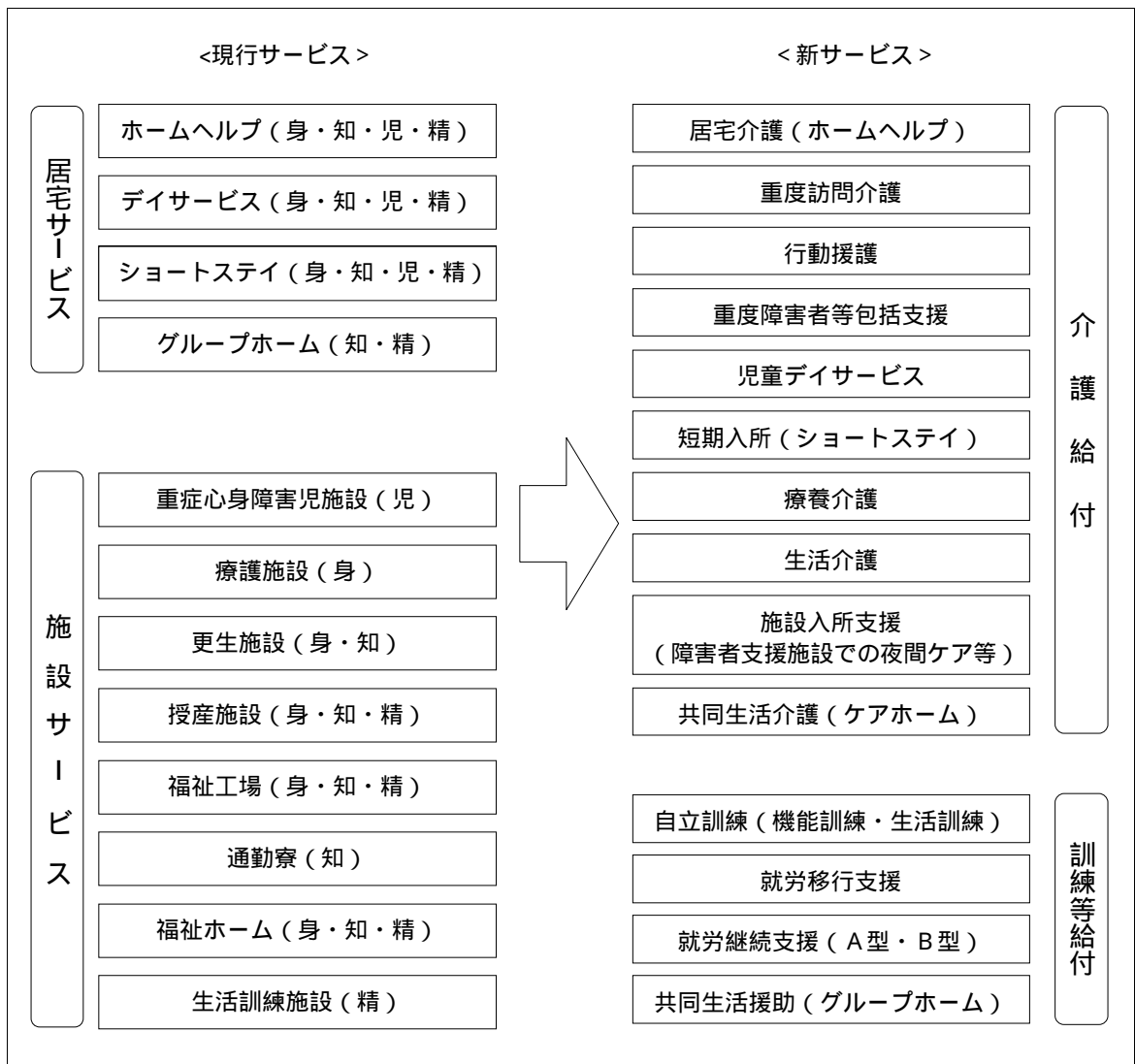
図1 - 1 新たな自立支援システム



(2) 障害福祉サービス

障害者自立支援法により、障害のある人の自立支援を目的とする福祉サービスの体系が大きく変わりました。従来、身体・知的・精神という障害の種類ごとに行われていたサービスを一元化したこと、「居宅サービス」「施設サービス」を「介護給付」「訓練等給付」にしたこと、日中活動の場と居住の場を分けたことなどです。「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「児童デイサービス」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」「ケアホーム」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「グループホーム」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記14サービスの総称です。

図1-2 障害福祉サービスの体系



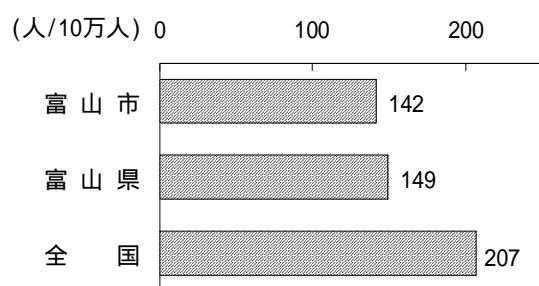
### 3 現状の課題

#### (1) 居宅生活支援サービス

図1-3は、本市、富山県および全国の平成16年10月の居宅系サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、通所施設およびグループホームをいいます）の人口10万人あたりの利用者数の比較です。富山県の居宅系サービスの利用者は、全国平均より少なく、本市はさらに富山県より少なくなっています。図1-4のホームヘルプサービスの利用者数も、本市および富山県は、全国平均よりかなり少なくなっています。なお、富山県のホームヘルプサービス利用者数は、秋田県、茨城県および佐賀県と並んで最も少ない県の一つとなっています。

本市の居宅生活支援サービス利用者は、全国平均よりかなり少ないという結果となっています。

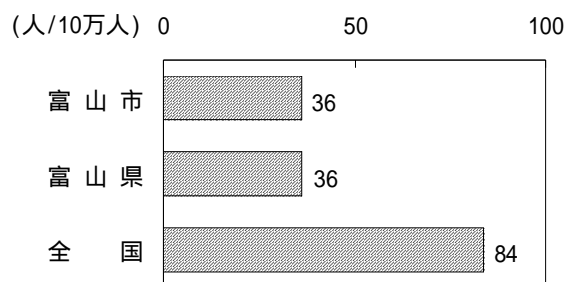
図1-3 居宅系サービスの利用者数



- (注) 1 人口10万人あたりの利用者数  
2 精神に障害のある人のサービスおよび障害のある児童の通所施設は含まれていません。

資料：富山県および全国は、厚生労働省「障害福祉サービスの実施状況等について」(平成16年10月分)

図1-4 ホームヘルプサービスの利用者数



- (注) 1 人口10万人あたりの利用者数  
2 精神に障害のある人は含まれていません。

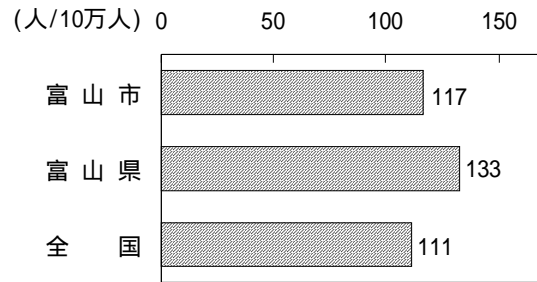
資料：富山県および全国は、厚生労働省「障害福祉サービスの実施状況等について」(平成16年10月分)



## (2) 施設訓練等サービス

図1-5により、入所施設の利用者数をみると、本市は富山県平均よりも少ないものの、全国平均より多くなっています。厚生労働省の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」といいます)においては、「現時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい」とされています。

図1-5 入所施設の利用者数



- (注) 1 人口10万人あたりの利用者数  
2 精神に障害のある人および障害のある児童は含まれていません。

資料：富山県および全国は、厚生労働省「障害福祉サービスの実施状況等について」(平成16年10月分)

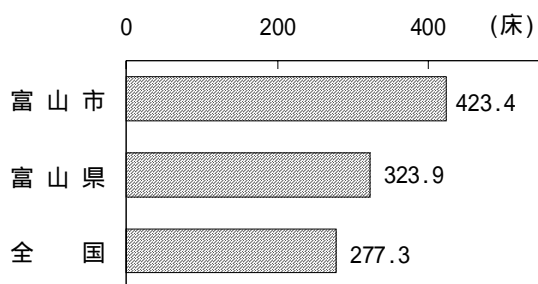
## (3) 精神科病院入院者

富山市の人口10万人あたりの精神科病床数は423.4床と、全国平均より50%以上も多くなっています(図1-6)。図1-7は、精神科病床平均在院日数の比較です。本市は、全国、富山県よりは少ない日数になっていますが、精神科病院入院者が平均で319.1日入院していることとなります。一般病床の入院期間の全国平均が19.8日ですから、精神科病院入院者の入院期間は非常に長いことがわかります。入院されている精神に障害のある人のなかには、入院治療をするほどではないが、居場所がないため入院されている、いわゆる社会的入院に該当する人もいると考えられます。

基本指針においては、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」が規定されています。具体的な数値として、精神科病院入院者で受け入れ条件が整えば退院可能な人数について、国は富山県全体で500人、精神科病院入院者の14.6%としていましたが、県は富山県全体で343人、精神科病院入院者の10.2%としました。いずれにしても、精神科病院退院者の地域における居場所の確保に努める必要があります。

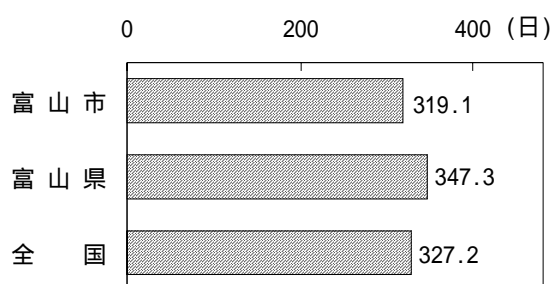
また、精神に障害のある人に対する訪問系サービスは全国的に立ち遅れており、その充実に努める必要があります。

図1 - 6 人口10万人あたりの精神科病床数



資料：厚生労働省「平成17年病院報告」

図1 - 7 精神科病床平均在院日数



資料：厚生労働省「平成17年病院報告」

#### (4) まとめ

本市の障害のある人に対して施設を使用して行うサービスは、全国平均と比較して非常に充実しているといえます。特に、入所（院）施設において顕著です。しかし、居場所がなく入所（院）している「社会的入所（院）」に該当する障害のある人も少なくないと考えられます。障害者自立支援法は、第3条において「国民の責務」として、「すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない」としています。障害のある人が自立した地域生活を送るための住宅、グループホーム、ケアホーム等の確保に努める必要があります。

## 4 計画の性格等

---

### (1) 計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第88条に定める障害福祉計画であり、厚生労働省の示した基本指針に即して策定しました。

この計画は、「富山市障害者計画」の障害福祉サービス分野の実施計画という性格を有しています。

### (2) 計画の範囲

障害福祉サービスの対象は、身体に障害のある人、知的障害のある人および精神に障害のある人です。発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者等の生活機能の低下している人に対しては、地域生活支援事業および本計画以外の障害者計画に掲げた事業により対応していきます。

この計画の対象地域は、富山市ですが、「新とやま障害者自立共生プラン」で定められた富山障害保健福祉圏域に属する市町村と連携しながら推進します。

### (3) 計画の期間

この計画は、平成18年度から平成20年度の3年間を計画期間とします。なお、平成20年度には必要な見直しを行い、平成21年度から平成23年度を計画期間とする第2期障害福祉計画を策定します。

### (4) 目標年度

障害者自立支援法により、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了するのは、平成23年度末です。本計画においては、平成23年度を目標年度と位置づけ、目標年度において達成すべきサービス提供量や計画達成の指標などを数値目標として設定します。

### (5) 計画の達成状況の点検および評価

この計画について、各年度の達成状況の点検と評価を行うこととし、その点検と評価は、富山市障害者施策推進委員会（仮称）において行います。

## 5 基本的理念

---

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念および「ノーマライゼーション社会」の実現をめざす富山市障害者計画を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成し、推進します。

### (1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種類、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

### (2) 障害の種類や地域におけるサービス格差の解消

身体障害、知的障害および精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されました。これを契機として、立ち遅れている精神に障害のある人の各種サービスの充実に努めます。また、本市は市街地から山間地までを含む広大な市域を有していますが、障害のある人が本市のどこに住んでいても適切なサービスを受けられることができるサービス提供体制の充実に努めます。

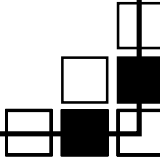
### (3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備に努めます。



## 第2部

# 日中活動系・居住系サービスの数値目標の根拠



# 1 「障害福祉サービス事業等移行計画書」集計結果

県は市町村障害福祉計画を支援するために、県内の障害福祉サービス提供事業所に対して、新サービスへの移行に関する調査を実施し、その集計結果を平成18年11月27日に各市町村に配布しました。それに基づき、本市のサービス利用者について年度別の移行計画をまとめたのが次表です。なお、県の移行調査は、提出期限を10月16日とした調査依頼を平成18年9月22日付けで出しています。

表2 - 1 障害福祉サービス事業等移行計画調査結果

平成18年度

単位：人

区 分	新 体 系 サ ー ビ ス 移 行	日 中 活 動 の 場							居 住 の 場				者 旧 体 系 サ ー ビ ス 利 用	
		生 活 介 護	訓 練 自 立 訓 練 (機 能)	自 立 訓 練 (生 活)	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 A 型	就 労 継 続 B 型	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	施 設 入 所 支 援	ケ ア ホ ー ム	グ ル ー プ ホ ー ム	自 宅 ・ そ の 他		
身体入所更生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
身体入所療護施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81
身体入所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
知的入所更生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301
知的入所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
精神入所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
精神生活訓練施設	-	/	/	/	/	/	/	/	-	-	-	-	-	4
精神福祉ホームB型	-	/	/	/	/	/	/	/	-	-	-	-	-	27
グループホーム	81	/	/	/	/	/	/	/	/	27	54	-	-	-
身体通所療護施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	5
身体通所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	30
知的通所更生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	17
知的通所授産施設	11	-	-	-	-	-	11	-	/	/	/	/	/	52
精神通所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	29
身体小規模通所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	16
知的小規模通所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	79
精神小規模通所授産施設	31	-	-	-	-	-	31	-	/	/	/	/	/	13
共同作業所	24	-	-	-	1	-	23	-	/	/	/	/	/	267
精神福祉工場	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	10
デイサービス	56	56	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	33
富山型デイサービス	36	35	-	1	-	-	-	-	/	/	/	/	/	-
精神地域生活センター	146	-	-	-	-	-	-	146	/	/	/	/	/	-
合 計	405	91	-	1	1	-	65	146	-	27	54	-	1,088	
旧体系サービス利用者	/	315	25	46	69	18	353	231	537	-	-	-	/	

区 分	新 体 系 サ ー ビ ス 移 行 者	日 中 活 動 の 場							居 住 の 場				旧 体 系 サ ー ビ ス 利 用 者	
		生 活 介 護	自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ）	自 立 訓 練 （ 生 活 訓 練 ）	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 A 型	就 労 継 続 B 型	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	施 設 入 所 支 援	ケ ア ホ ー ム	グ ル ー プ ホ ー ム	自 宅 ・ そ の 他		
身体入所更生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
身体入所療護施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81
身体入所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
知的入所更生施設	36	26	-	10	-	-	-	-	36	-	-	-	-	265
知的入所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
精神入所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
精神生活訓練施設	4	/	/	/	/	/	/	/	-	-	4	-	-	-
精神福祉ホームB型	11	/	/	/	/	/	/	/	-	5	6	-	-	16
グループホーム	81	/	/	/	/	/	/	/	/	27	54	-	-	-
身体通所療護施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	5
身体通所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	30
知的通所更生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	17
知的通所授産施設	63	-	-	-	10	5	48	-	/	/	/	/	/	-
精神通所授産施設	21	-	-	-	7	-	14	-	/	/	/	/	/	8
身体小規模通所授産施設	16	-	-	-	-	-	16	-	/	/	/	/	/	-
知的小規模通所授産施設	79	-	-	-	10	-	69	-	/	/	/	/	/	-
精神小規模通所授産施設	44	-	-	-	-	-	44	-	/	/	/	/	/	-
共同作業所	237	-	-	-	1	-	92	144	/	/	/	/	/	54
精神福祉工場	10	-	-	-	-	10	-	-	/	/	/	/	/	-
デイサービス	89	56	-	-	-	-	-	33	/	/	/	/	/	-
富山型デイサービス	36	35	-	1	-	-	-	-	/	/	/	/	/	-
精神地域生活センター	146	-	-	-	-	-	-	146	/	/	/	/	/	-
合 計	873	117	-	11	28	15	283	323	36	32	64	-	-	600
旧体系サービス利用者	/	289	25	36	42	3	135	54	486	-	-	-	-	/

区 分	新体系サービス移行者	日 中 活 動 の 場							居 住 の 場				旧体系サービス利用者
		生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	
身体入所更生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
身体入所療護施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81
身体入所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
知的入所更生施設	36	26	-	10	-	-	-	-	36	-	-	-	265
知的入所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
精神入所授産施設	9	-	-	5	2	-	2	-	-	4	5	-	-
精神生活訓練施設	4	/	/	/	/	/	/	/	-	-	4	-	-
精神福祉ホームB型	27	/	/	/	/	/	/	/	-	13	14	-	-
グループホーム	81	/	/	/	/	/	/	/	/	27	54	-	-
身体通所療護施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	5
身体通所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	30
知的通所更生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	17
知的通所授産施設	63	-	-	-	10	5	48	-	/	/	/	/	-
精神通所授産施設	29	-	-	-	9	-	20	-	/	/	/	/	-
身体小規模通所授産施設	16	-	-	-	-	-	16	-	/	/	/	/	-
知的小規模通所授産施設	79	-	-	-	10	-	69	-	/	/	/	/	-
精神小規模通所授産施設	44	-	-	-	-	-	44	-	/	/	/	/	-
共同作業所	291	-	-	-	1	-	92	198	/	/	/	/	-
精神福祉工場	10	-	-	-	-	10	-	-	/	/	/	/	-
デイサービス	89	56	-	-	-	-	-	33	/	/	/	/	-
富山型デイサービス	36	35	-	1	-	-	-	-	/	/	/	/	-
精神地域生活センター	146	-	-	-	-	-	-	146	/	/	/	/	-
合 計	960	117	-	16	32	15	291	377	36	44	77	-	513
旧体系サービス利用者	/	289	25	31	38	3	127	-	461	-	-	-	/



区 分	新体系サービス移行者	日中活動の場							居住の場				旧体系サービス利用者
		生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	
身体入所更生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
身体入所療護施設	49	49	-	-	-	-	-	-	49	-	-	-	32
身体入所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
知的入所更生施設	93	69	-	22	2	-	-	-	74	10	2	7	208
知的入所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
精神入所授産施設	9	-	-	5	2	-	2	-	-	4	5	-	-
精神生活訓練施設	4	/	/	/	/	/	/	/	-	-	4	-	-
精神福祉ホームB型	27	/	/	/	/	/	/	/	-	13	14	-	-
グループホーム	81	/	/	/	/	/	/	/	/	27	54	-	-
身体通所療護施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	5
身体通所授産施設	24	-	-	-	6	-	18	-	/	/	/	/	6
知的通所更生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	17
知的通所授産施設	63	-	-	-	10	5	48	-	/	/	/	/	-
精神通所授産施設	29	-	-	-	9	-	20	-	/	/	/	/	-
身体小規模通所授産施設	16	-	-	-	-	-	16	-	/	/	/	/	-
知的小規模通所授産施設	79	-	-	-	10	-	69	-	/	/	/	/	-
精神小規模通所授産施設	44	-	-	-	-	-	44	-	/	/	/	/	-
共同作業所	291	-	-	-	1	-	92	198	/	/	/	/	-
精神福祉工場	10	-	-	-	-	10	-	-	/	/	/	/	-
デイサービス	89	56	-	-	-	-	-	33	/	/	/	/	-
富山型デイサービス	36	35	-	1	-	-	-	-	/	/	/	/	-
精神地域生活センター	146	-	-	-	-	-	-	146	/	/	/	/	-
合 計	1,090	209	-	28	40	15	309	377	123	54	79	7	383
旧体系サービス利用者	/	197	25	19	30	3	109	-	355	-	-	-	/

区 分	新体系サービス移行者	日中活動の場							居住の場				旧体系サービス利用者	
		生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他		
身体入所更生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
身体入所療護施設	77	77	-	-	-	-	-	-	77	-	-	-	-	4
身体入所授産施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
知的入所更生施設	301	229	-	39	4	-	29	-	244	36	14	7	-	
知的入所授産施設	54	-	-	-	14	-	40	-	24	10	20	-	-	
精神入所授産施設	9	-	-	5	2	-	2	-	-	4	5	-	-	
精神生活訓練施設	4	/	/	/	/	/	/	/	-	-	4	-	-	
精神福祉ホームB型	27	/	/	/	/	/	/	/	-	13	14	-	-	
グループホーム	81	/	/	/	/	/	/	/	/	27	54	-	-	
身体通所療護施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	5
身体通所授産施設	24	-	-	-	6	-	18	-	/	/	/	/	/	6
知的通所更生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/	17
知的通所授産施設	63	-	-	-	10	5	48	-	/	/	/	/	/	-
精神通所授産施設	29	-	-	-	9	-	20	-	/	/	/	/	/	-
身体小規模通所授産施設	16	-	-	-	-	-	16	-	/	/	/	/	/	-
知的小規模通所授産施設	79	-	-	-	10	-	69	-	/	/	/	/	/	-
精神小規模通所授産施設	44	-	-	-	-	-	44	-	/	/	/	/	/	-
共同作業所	291	-	-	-	1	-	92	198	/	/	/	/	/	-
精神福祉工場	10	-	-	-	-	10	-	-	/	/	/	/	/	-
デイサービス	89	56	-	-	-	-	-	33	/	/	/	/	/	-
富山型デイサービス	36	35	-	1	-	-	-	-	/	/	/	/	/	-
精神地域生活センター	146	-	-	-	-	-	-	146	/	/	/	/	/	-
合 計	1,380	397	-	45	56	15	378	377	345	90	111	7	93	
旧体系サービス利用者	/	9	25	2	14	3	40	-	65	-	-	-	/	

区 分	新体系サービス移行者	日中活動の場							居住の場				旧体系サービス利用者
		生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	
身体入所更生施設	22	-	22	-	-	-	-	-	22	-	-	-	-
身体入所療護施設	81	81	-	-	-	-	-	-	81	-	-	-	-
身体入所授産施設	39	-	-	-	8	3	28	-	39	-	-	-	-
知的入所更生施設	301	229	-	30	10	-	32	-	239	41	14	7	-
知的入所授産施設	54	-	-	-	14	-	40	-	24	10	20	-	-
精神入所授産施設	9	-	-	5	2	-	2	-	-	4	5	-	-
精神生活訓練施設	4	/	/	/	/	/	/	/	-	-	4	-	-
精神福祉ホームB型	27	/	/	/	/	/	/	/	-	13	14	-	-
グループホーム	81	/	/	/	/	/	/	/	/	27	54	-	-
身体通所療護施設	5	5	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	-
身体通所授産施設	30	-	3	3	6	-	18	-	/	/	/	/	-
知的通所更生施設	17	-	-	8	-	-	9	-	/	/	/	/	-
知的通所授産施設	63	-	-	-	10	5	48	-	/	/	/	/	-
精神通所授産施設	29	-	-	-	9	-	20	-	/	/	/	/	-
身体小規模通所授産施設	16	-	-	-	-	-	16	-	/	/	/	/	-
知的小規模通所授産施設	79	-	-	-	10	-	69	-	/	/	/	/	-
精神小規模通所授産施設	44	-	-	-	-	-	44	-	/	/	/	/	-
共同作業所	291	-	-	-	1	-	92	198	/	/	/	/	-
精神福祉工場	10	-	-	-	-	10	-	-	/	/	/	/	-
デイサービス	89	56	-	-	-	-	-	33	/	/	/	/	-
富山型デイサービス	36	35	-	1	-	-	-	-	/	/	/	/	-
精神地域生活センター	146	-	-	-	-	-	-	146	/	/	/	/	-
合 計	1,473	406	25	47	70	18	418	377	405	95	111	7	-
旧体系サービス利用者	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/

（注）1 「新体系サービス移行者」は、各年度とも3月末までの移行者数です。

2 本表の根拠となっている人数は、平成18年3月末のサービス利用者数です。ただし、グループホーム、共同作業所、デイサービスおよび富山型デイサービスについては、県の調査に記入されていないので、各事業所に移行計画を問い合わせ、平成18年10月実績の利用者数にしてあります。

3 県外事業所利用者については、県の「障害福祉サービス事業等移行計画書」集計結果に準じて計算しました。

## 2 退院可能な精神に障害のある人の地域移行の見込量

県は、平成15年6月末日を基準日として、「富山県精神障害者社会復帰ニーズ調査」を実施しました。この調査結果により、本市の受け入れ条件が整えば退院可能な精神に障害のある人、いわゆる「社会的入院」に該当する人は134人と示されました。退院可能な精神に障害のある人については、平成24年度までに地域移行をめざすとされています。厚生労働省が配布したワークシートの結果を参考に、退院可能な精神に障害のある人の地域移行の見込量は、表2-2のとおりとします。

表2-2 退院可能な精神に障害のある人の地域移行の見込量

単位：人

区 分	利用者数	日 中 活 動 の 場							居 住 の 場			入院利用
		生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援センター	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	
平成18年	15	-	-	4	1	1	2	7	6	6	3	119
平成19年	30	-	-	8	2	2	4	14	12	12	6	104
平成20年	50	-	-	9	2	5	8	26	20	20	10	84
平成21年	70	-	-	11	2	8	11	38	28	28	14	64
平成22年	91	-	-	12	2	11	16	50	36	36	19	43
平成23年	112	-	-	13	2	15	20	62	44	44	24	22

### 3 養護学校卒業者のサービス見込量

平成17年度の本市在住養護学校高等部卒業生の卒業後の進路は表2 - 3のとおりです。「福祉的就労」(21人)、「施設入所」(1人)、「在宅」(8人)および「病院入院」(2人)の計32人が、本計画の対象者となります。なお、「施設入所」「病院入院」は、見込量には考慮していません。

表2 - 3 養護学校高等部卒業後の進路(平成17年度富山市在住卒業生)

単位：人

区 分		盲学校	ろう学校	養 護 学 校			計
				肢体不自由	病 弱	知的障害	
進 学	専 攻 科	-	-	-	-	-	-
	大学・短大	-	-	-	-	-	-
	専修学校等	-	-	1	1	-	2
就 職	一 般 就 労	1	-	6	2	6	15
	福祉的就労	-	-	1	1	19	21
進学・就職 しない	施 設 入 所	-	-	1	-	-	1
	在 宅	1	-	3	1	3	8
病 院 入 院		-	-	-	2	-	2
合 計		2	-	12	7	28	49

養護学校卒業生で障害福祉サービス利用者を毎年32人と見込み、その基本的なサービス別進路については、次のように見込むこととしました。

#### (1) 日中活動系サービス

- ・卒業後2年間は、自立訓練(生活訓練)とします。
- ・自立訓練(生活訓練)終了後(2年後)は、75%を就労移行支援、25%を生活介護とします。
- ・就労移行支援の2年後は、50%を就労継続支援(A型)、50%を就労継続支援(B型)とします。

#### (2) 居住系サービス

25%をケアホーム、25%をグループホーム、50%をその他(自宅等)とします。

(注)「養護学校」は、平成19年度から「特別支援学校」となります。

表 2 - 4 養護学校卒業者のサービス見込量

単位：人

区 分	利用者数	日 中 活 動 の 場							居 住 の 場			
		生活介護	自立訓練 (訓練)	自立訓練 (機能)	自立訓練 (生活)	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム
平成18年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年	32	-	-	32	-	-	-	-	-	8	8	16
平成20年	64	-	-	64	-	-	-	-	-	16	16	32
平成21年	96	8	-	64	24	-	-	-	-	24	24	48
平成22年	128	16	-	64	48	-	-	-	-	32	32	64
平成23年	160	24	-	64	48	12	12	-	-	40	40	80

#### 4 新規施設入所者の推計

新規施設入所者の見込みは、平成19年度から毎年5人とします。1に掲げた県の「障害福祉サービス事業等移行計画書」集計結果により、入所定員が削減されると考えられ、新たに入所する場合は、既入所者の地域生活移行が前提となります。したがって、表2-5の「施設入所支援」欄はプラス マイナス ゼロになります。また、表2-5の日中活動の場については新規入所者分、居住の場については既入所者分です。

表 2 - 5 新規施設入所者の見込量

単位：人

区 分	利用者数	日 中 活 動 の 場							居 住 の 場			
		生活介護	自立訓練 (訓練)	自立訓練 (機能)	自立訓練 (生活)	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム
平成18年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年	5	5	-	-	-	-	-	-	-	4	1	-
平成20年	10	10	-	-	-	-	-	-	-	8	2	-
平成21年	15	15	-	-	-	-	-	-	-	12	3	-
平成22年	20	20	-	-	-	-	-	-	-	16	4	-
平成23年	25	25	-	-	-	-	-	-	-	20	5	-

## 5 在宅からケアホーム・グループホーム入居者の見込み

在宅からケアホーム・グループホームへ入居する人の見込みは、平成19年度から5人ずつとしました。

表2-6 在宅からケアホーム・グループホームへ入居する人の見込量 単位：人

区 分	利用者数	日 中 活 動 の 場							居 住 の 場			
		生活介護	訓練 自立訓練 (機能)	訓練 自立訓練 (生活)	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他
平成18年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年	5	3	-	-	2	-	-	-	-	3	2	-
平成20年	10	5	-	-	5	-	-	-	-	5	5	-
平成21年	15	8	-	-	5	-	2	-	-	8	7	-
平成22年	20	10	-	-	5	-	5	-	-	10	10	-
平成23年	25	13	-	-	5	-	7	-	-	13	12	-

## 6 富山型デイサービス新規利用者の見込み

富山型デイサービスは、今後も事業所が増加すると考えられます。在宅からの新規見込みは、平成19年度から各年11人とし、その内訳は生活介護が5人、自立訓練（機能訓練）が1人、児童デイサービスが5人とします。なお、児童デイサービスは、表2-7には含めていません。

表2-7 富山型デイサービス新規利用者の見込量 単位：人

区 分	利用者数	日 中 活 動 の 場							居 住 の 場			
		生活介護	訓練 自立訓練 (機能)	訓練 自立訓練 (生活)	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他
平成18年	-	-	-	-	-	-	-	-				
平成19年	6	5	1	-	-	-	-	-				
平成20年	12	10	2	-	-	-	-	-				
平成21年	18	15	3	-	-	-	-	-				
平成22年	24	20	4	-	-	-	-	-				
平成23年	30	25	5	-	-	-	-	-				

## 7 日中活動系・居住系サービスの合計

日中活動系・居住系サービスの利用量の見込みは、前記1～6を合計した表2-8のとおりとなります。

表2-8 日中活動系・居住系サービス利用量の見込み

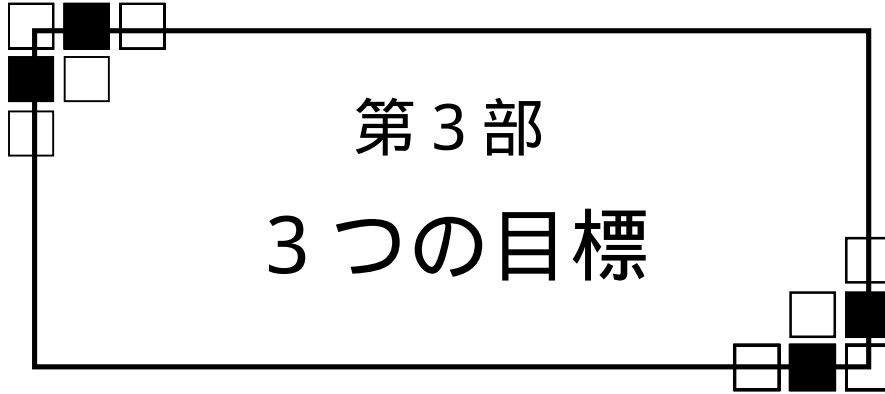
単位：人

区分	日中活動の場							居住の場				旧体系サービス利用者	
	生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他		
平成18年度	県集計結果	91	-	1	1	-	65	146	-	27	54	-	1,088
	退院可能精神科病院入院者	-	-	4	1	1	2	7	-	6	6	3	(119)
	養護学校卒業生	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
	新規施設入所者数	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	/	/
	ケアホーム等入居者数	-	-	-	-	-	-	-	/	-	-	/	/
	富山型デイサービス新規分	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/
	合計	91	-	5	2	1	67	153	-	33	60	3	1,088 (119)
平成19年度	県集計結果	117	-	11	28	15	283	323	36	32	64	-	600
	退院可能精神科病院入院者	-	-	8	2	2	4	14	-	12	12	6	(104)
	養護学校卒業生	-	-	32	-	-	-	-	-	8	8	/	/
	新規施設入所者数	5	-	-	-	-	-	-	/	4	1	/	/
	ケアホーム等入居者数	3	-	-	2	-	-	-	/	3	2	/	/
	富山型デイサービス新規分	5	1	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/
	合計	130	1	51	32	17	287	337	36	59	87	6	600 (104)
平成20年度	県集計結果	117	-	16	32	15	291	377	36	44	77	-	513
	退院可能精神科病院入院者	-	-	9	2	5	8	26	-	20	20	10	(84)
	養護学校卒業生	-	-	64	-	-	-	-	-	16	16	/	/
	新規施設入所者数	10	-	-	-	-	-	-	/	8	2	/	/
	ケアホーム等入居者数	5	-	-	5	-	-	-	/	5	5	/	/
	富山型デイサービス新規分	10	2	-	-	-	-	-	/	/	/	/	/
	合計	142	2	89	39	20	299	403	36	93	120	10	513 (84)



区 分	日中活動の場								居住の場				旧体系サービス利用者
	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他		
平成21年度	県集計結果	209	-	28	40	15	309	377	123	54	79	7	383
	退院可能精神科病院入院者	-	-	11	2	8	11	38	-	28	28	14	(64)
	養護学校卒業者	8	-	64	24	-	-	-	-	24	24		
	新規施設入所者数	15	-	-	-	-	-	-		12	3		
	ケアホーム等入居者数	8	-	-	5	-	2	-		8	7		
	富山型デイサービス新規分	15	3	-	-	-	-	-					
	合 計	255	3	103	71	23	322	415	123	126	141	21	383 (64)
平成22年度	県集計結果	397	-	45	56	15	378	377	345	90	111	7	93
	退院可能精神科病院入院者	-	-	12	2	11	16	50	-	36	36	19	(43)
	養護学校卒業者	16	-	64	48	-	-	-	-	32	32		
	新規施設入所者数	20	-	-	-	-	-	-		16	4		
	ケアホーム等入居者数	10	-	-	5	-	5	-		10	10		
	富山型デイサービス新規分	20	4	-	-	-	-	-					
	合 計	463	4	121	111	26	399	427	345	184	193	26	93 (43)
平成23年度	県集計結果	406	25	47	70	18	418	377	405	95	111	7	-
	退院可能精神科病院入院者	-	-	13	2	15	20	62	-	44	44	24	(22)
	養護学校卒業者	24	-	64	48	12	12	-	-	40	40		
	新規施設入所者数	25	-	-	-	-	-	-		20	5		
	ケアホーム等入居者数	13	-	-	5	-	7	-		13	12		
	富山型デイサービス新規分	25	5	-	-	-	-	-					
	合 計	493	30	124	125	45	457	439	405	212	212	31	- (22)

(注) 「旧体系サービス利用者」欄の( )内の数字は、退院可能な精神科病院入院者のうち入院を継続している人数です。



第3部

3つの目標

## 1 国の基本指針

---

国の基本指針においては、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次の3項目について数値目標の設定を求めています。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

現在の施設入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざします。

現在の施設入所者数を7%以上削減することを基本とします。

(注) 1 入所施設とは、長期の入所が常態化している身体障害者入所更生施設、身体障害者入所療護施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、精神障害者入所授産施設および精神障害者福祉ホームB型をいいます。

2 地域生活への移行とは、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等への移行をさします。

### (2) 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行

平成24年度までに退院可能な精神に障害のある人の解消をめざします。

(注) 1 退院可能な精神に障害のある人とは、精神科病院入院患者のうち受け入れ条件が整えば退院可能な人のことをいいます。

2 国は平成24年度までの精神科病院入院者の地域移行者数を7万人と見込み、富山県全体で500人、精神科病院入院者の14.6%としています。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

現在の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

(注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

2 福祉施設とは、次のものをいいます。

身体障害者 更生施設、療護施設(入所・通所)、授産施設(入所・通所)、小規模通所授産施設

知的障害者 更生施設(入所・通所)、授産施設(入所・通所)、小規模通所授産施設

精神障害者 生活訓練施設、授産施設(入所・通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

## 2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害のある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

平成23年度末までに、平成17年度末施設入所者数533人のうち、153人（28.7%）が地域での生活に移行するものとします。

平成23年度末時点の施設入所者数は、平成17年度末施設入所者533人から128人（24.0%）減少した405人とします。

表3 - 1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標

区分	施設種別（旧法）	17年度末入所者数	23年度末施設入所支援利用者数	地域移行数
身体	身体障害者入所更生施設	22人	22人	0
	身体障害者入所療護施設	81人	81人	0
	身体障害者入所授産施設	39人	39人	0
知的	知的障害者入所更生施設	301人	239人	62人
	知的障害者入所授産施設	54人	24人	30人
精神	精神障害者入所授産施設	9人	0	9人
	精神障害者福祉ホームB型	27人	0	27人
合計		533人 (A)	405人	128人 (B)
削減目標値		$B \div A \times 100$		24.0%
新規施設入所者数				25人 (C)
現入所者の地域生活移行目標値		$(B + C) \div A \times 100$		28.7%

## 3 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行

社会的入院に該当する精神に障害のある本市民は、134人と県が示しました。この134人については、平成24年度までに地域移行することとし、平成23年度末までには112人が地域移行することを目標とします。精神に障害のある人が地域で生活できるよう、グループホーム、ケアホームなどの整備と就労継続支援事業などの日中活動の場の確保に努めます。

表3 - 2 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行目標数値

項目	数値	考 え 方
退院可能な精神に障害のある人	134人	現在の退院可能な精神に障害のある人
減少数	112人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す人数

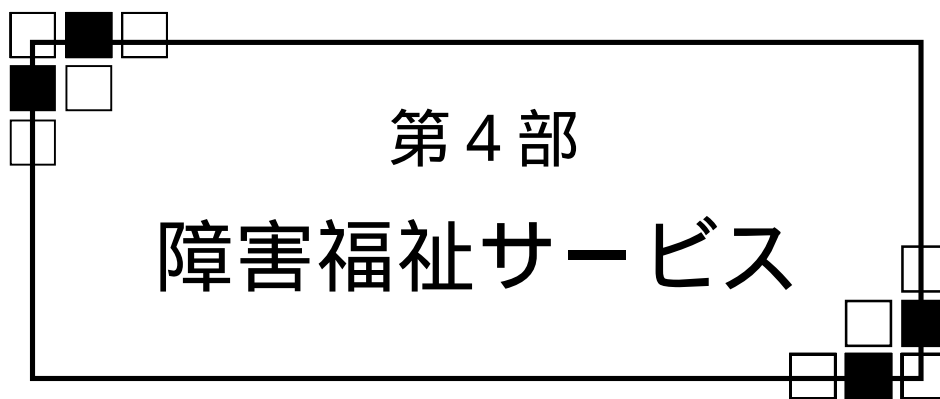
## 4 福祉施設から一般就労への移行

---

福祉施設から一般就労へ移行する人については、表3 - 3のとおり28人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

表3 - 3 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	7人	平成17年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	28人 (4倍)	平成23年度に福祉施設を退所して一般就労する人数



第4部  
障害福祉サービス

## 1 訪問系サービス

立ち後れている精神に障害のある人に対する訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。訪問系サービスとは、次の4つのサービスをいいます。

**居宅介護** 障害のある人が居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスとされており、支援費制度の居宅介護のうちの身体介護と家事援助を合わせたサービスです。

**重度訪問介護** 重度の肢体不自由のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスであり、支援費制度の日常生活支援に移動介護が加わったものです。

**行動援護** 自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害のある人又は統合失調症等の重度の精神に障害のある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護をいいます。移動の場合も利用できます。

**重度障害者等包括支援** 常時介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。報酬は、サービスの種類等にかかわらず、一定額を支払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できます。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはなりません。

### ① 見込量

平成18年度の見込量は、平成18年度の7月までの実績に基づき見込み、それ以降の年度は、過去の実績や地域移行の数値を勘案して見込みました。なお、1か月の1人あたり利用時間は、26時間としました。

表4 - 1 訪問系サービスの見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利 用 者 数 (人)	168	189	213	310
利用延時間数 (時間 / 月)	4,368	4,914	5,538	8,060

## ② 見込量の確保策

平成18年10月現在、市内の訪問系サービス指定事業者は、居宅介護・重度訪問介護が28か所、重度障害者等包括支援が1か所であり、行動援護はありません。居宅介護・重度訪問介護については、今後も介護保険の訪問介護も視野に入れながら参入する事業者が見込めることから、見込量の確保は十分できると考えられます。また、行動援護については、その事業所の確保に努めます。

## 2 日中活動系サービス

いわゆる共同作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービスおよび短期入所で提供されるサービス）の確保に努めます。

### (1) 生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障害程度が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受ける事業です。このサービスは、施設入所者も利用できます。

#### ① 見込量

生活介護の「利用者数」は、22～23頁の表2-8の「生活介護」欄の数値をそのまま用いました。また、「旧体系利用者数」は、12・13・14・17頁の表2-1の「旧体系サービス利用者」です。1か月当たりの利用延日数は22日として計算しました。なお、「利用者数」「旧体系利用者数」および1か月当たりの利用延日数の算定等については、自立訓練（機能訓練）自立訓練（生活訓練）就労移行支援、就労継続支援（A型）および就労継続支援（B型）も同じです。

表4-2 生活介護の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	91	130	142	493
	利用延日数（日/月）	2,002	2,860	3,124	10,846
旧体系利用者数（人）		315	289	289	-



## ② 見込量の確保策

施設入所者の生活介護については、当該入所施設が生活介護を提供すると考えられます。在宅の通所施設利用者や障害者デイサービスセンター利用者もそれぞれの施設が新体系へ移行するので、ほとんどの人が今までどおりのサービスを受けることができると考えられます。したがって、新たなサービス必要量は、表4 - 3の新規利用者分ということになります。見込量を確保するため、利用定員の拡大と新たな事業者の参入に努めます。

表4 - 3 生活介護利用者の内訳

単位：人

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
既存施設からの移行利用者	91	117	117	406
新規利用者	-	13	25	87
合 計（見込量）	91	130	142	493

## (2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人や、養護学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（機能訓練）は、利用期限が1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされています。

### ① 見込量

平成18年度から平成20年度の「利用者数」は、富山型デイサービス利用者の見込みを掲げました。平成23年度には、身体障害者療護施設等が新体系に移行すると見込んでいます。

表4 - 4 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	-	1	2	30
	利用延日数（日/月）	-	22	44	660
旧体系利用者数（人）		25	25	25	-

## ② 見込量の確保策

障害者自立支援法施行前に身体障害者療護施設等であった障害者支援施設において、自立訓練（機能訓練）の実施に努めます。

### (3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、病院や施設を退院・退所した人や、養護学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人・精神に障害のある人・身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（生活訓練）は、利用期限が2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされています。

#### ① 見込量

入所施設からの地域生活移行者、精神科病院退院者、養護学校卒業者等が対象となる自立訓練（生活訓練）の見込量は、表4 - 5のとおりとします。

表4 - 5 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	5	51	89	124
	利用延日数（日/月）	110	1,122	1,958	2,728
旧体系利用者数（人）		46	36	31	-

#### ② 見込量の確保策

知的障害のある人については障害者自立支援法施行前の知的障害者更生施設等、精神に障害のある人については障害者自立支援法施行前の精神障害者授産施設等において、自立訓練(生活訓練)の実施を図るとともに、新たな事業者の参入に努めます。

### (4) 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間）とされています。

#### ① 見込量

本市の福祉施設の利用者、精神科病院退院者、養護学校卒業者等を勘案して、表4 - 6のとおりとしました。

表4 - 6 就労移行支援の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	2	32	39	125
	利用延日数（日/月）	44	704	858	2,750
旧体系利用者数（人）		69	42	38	-

② 見込量の確保策

障害者自立支援法施行前の授産施設等において就労移行支援事業の実施を図るとともに、新たな事業者の参入に努めます。

(5) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業で、一般雇用に近い形態のものをいい、障害者自立支援法施行前の福祉工場が該当します。

① 見込量

見込量は、障害者自立支援法施行前の精神障害者福祉工場利用者、精神科病院退院者、養護学校卒業者等を勘案して、表4 - 7のとおりとしました。

表4 - 7 就労継続支援（A型）の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	1	17	20	45
	利用延日数（日/月）	22	374	440	990
旧体系利用者数（人）		18	3	3	-

② 見込量の確保策

本市には、障害者自立支援法施行前の福祉工場として、精神に障害のある人を対象とする事業所が1か所（定員20人）あります。新たに、就労継続支援（A型）に取り組む事業者の参入の促進に努めます。

## (6) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業で、従来の福祉的就労に近い形態のものをいいます。

### ① 見込量

見込量は、障害者自立支援法施行前の授産施設や共同作業所等利用者、精神科病院退院者、養護学校卒業生等を勘案して、表4-8のとおりとしました。

表4-8 就労継続支援（B型）の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	67	287	299	457
	利用延日数（日/月）	1,474	6,314	6,578	10,054
旧体系利用者数（人）		353	135	127	-

### ② 見込量の確保策

見込量は、障害者自立支援法施行前の授産施設や共同作業所等で就労継続支援（B型）に取り組む事業所により、かなり確保されると考えられますが、新たな実施事業者の参入の促進にも努めていきます。

## (7) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を病院で受ける事業です。このサービスの利用者は、重症心身障害児施設の成人の入所者、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者等です。

### ① 見込量

平成18年10月現在の利用者をもとに、見込量は次のとおりとしました。

表4-9 療養介護の見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用者数（人）	10	11	12	12

### ② 見込量の確保策

現在利用している医療機関等により対応できると考えられます。

## (8) 児童デイサービス

児童デイサービスとは、障害のある児童が通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けるもので、支援費制度の児童デイサービスと同じです。

### ① 見込量

指定児童デイサービス施設は市内に4か所あり、その利用実績をもとにサービス量を見込みました。1か月当たりの利用延日数は、3日としました。

表4-10 児童デイサービスの見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用者数（人）	134	139	144	159
利用延日数（日/月）	402	417	432	477

### ② 見込量の確保策

現在の児童デイサービス提供事業者において、見込量の確保に努めます。

## (9) 短期入所

短期入所は、支援費制度における障害等種別（身体障害、知的障害、精神障害、障害児）ごとであったサービス体系が一本化されました。

### ① 見込量

見込量は、平成18年4月から平成18年7月の利用実績を基に算出しました。利用延日数は、1人あたり1か月4日で計算しました。

表4-11 短期入所の見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用者数（人）	35	40	45	60
利用延日数（日/月）	140	160	180	240

### ② 見込量の確保策

施設入所支援提供施設の空きベッドや介護保険の短期入所サービス等により、見込量の確保に努めます。

### 3 居住系サービス

地域における居住の場としてのグループホームおよびケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所または病院への入院から地域生活への移行を進めます

#### (1) グループホーム・ケアホーム

グループホームおよびケアホームは、障害のある人が共同生活を行う住宅です。グループホームとケアホームの違いは、グループホーム利用者は介護を要しない人、ケアホーム利用者は介護を要する人となっていることです。グループホームおよびケアホームとも、平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

##### ① 見込量

福祉施設からの移行者、精神科病院退院者、養護学校卒業生をはじめとした新たな入居者等を勘案して、表4-12のとおりとしました。

表4-12 グループホーム・ケアホームの見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
グループホーム利用者数(人)	60	87	120	212
ケアホーム利用者数(人)	33	59	93	212

##### ② 見込量の確保策

平成23年度の見込量は、グループホーム、ケアホームとも212人分、計424人分です。表4-13のとおり、平成18年9月現在、本市からグループホーム等に入居しているのは112人、これらの市内施設等の定員数は198人です。したがって、入居者数で312人分、定員数で226人分のグループホーム・ケアホームの整備が必要となってきます。既存グループホーム・ケアホームの定員増、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、精神障害者入所授産施設等によるグループホーム・ケアホームの整備、民家・空き店舗等の活用等を促進し、見込量の確保に努めます。

表4-13 平成18年9月現在のグループホーム等の入居者数と市内施設等定員数

区 分	グループホーム	精神障害者福祉ホーム	精神障害者生活訓練施設	合 計
入 居 者 数(人)	81	27	4	112
市内施設等定員数(人)	138	40	20	198

## (2) 施設入所支援

施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことで、平日の日中は、日中活動の事業を利用します。制度上、利用の期限の定めはありません。

### ① 見込量

平成18年度は新体系へ移行する事業所がありませんが、平成23年度までにはすべての事業所が新体系へ移行します。

表4 - 14 施設入所支援の見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
施設入所支援利用者数(人)	-	36	36	405
旧体系利用者数(人)	537	486	461	-

### ② 見込量の確保策

平成18年3月末現在の施設入所支援に移行予定の施設入所者は537人、平成23年度に施設入所支援を受ける人は405人であり、132人の減少が見込まれています。市としては、速やかな新体系移行を促進していきます。

## 4 サービス利用計画の作成

サービス利用計画の作成とは、指定相談支援事業者が自らの意思で障害福祉サービスを利用することが困難な人に対し、必要とするサービスの利用計画を作成し、事業所間の調整およびモニタリングを行うことです。

### ① 見込量

自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害のある人など、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数を勘案して、見込量を表4 - 15のとおりとしました。なお、平成18年度は準備期間として、見込量を掲げませんでした。

表4 - 15 サービス利用計画作成の見込量

単位：人

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用者数	-	10	10	10

## ② 見込量の確保策

平成18年10月現在、本市には指定相談支援事業者が8か所あり、見込量確保に努めます。

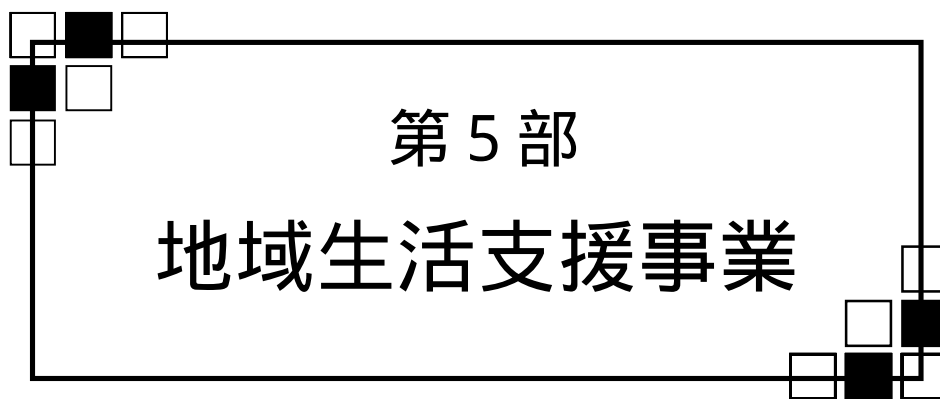
## 5 障害福祉サービスのまとめ

前記1～4に掲げた障害福祉サービスの見込量をまとめたのが、次表です。

表4-16 障害福祉サービスの見込量

区 分		単 位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
訪問系サービス		利用者数 (人)	168	189	213	310
		利用延時間数(時間/月)	4,368	4,914	5,538	8,060
日中活動系サービス	生活介護	利用者数 (人)	91	130	142	493
		利用延日数(日/月)	2,002	2,860	3,124	10,846
	自立訓練(機能訓練)	利用者数 (人)	-	1	2	30
		利用延日数(日/月)	-	22	44	660
	自立訓練(生活訓練)	利用者数 (人)	5	51	89	124
		利用延日数(日/月)	110	1,122	1,958	2,728
	就労移行支援	利用者数 (人)	2	32	39	125
		利用延日数(日/月)	44	704	858	2,750
	就労継続支援(A型)	利用者数 (人)	1	17	20	45
		利用延日数(日/月)	22	374	440	990
就労継続支援(B型)	利用者数 (人)	67	287	299	457	
	利用延日数(日/月)	1,474	6,314	6,578	10,054	
療養介護	利用者数 (人)	10	11	12	12	
	利用延日数(日/月)					
児童デイサービス	利用者数 (人)	134	139	144	159	
	利用延日数(日/月)	402	417	432	477	
短期入所	利用者数 (人)	35	40	45	60	
	利用延日数(日/月)	140	160	180	240	
居住系サービス	グループホーム	利用者数 (人)	60	87	120	212
	ケアホーム	利用者数 (人)	33	59	93	212
	施設入所支援	利用者数 (人)	-	36	36	405
サービス利用計画の作成		利用者数 (人)	-	10	10	10





第5部  
地域生活支援事業

# 1 地域生活支援事業の概要

## (1) 目的

地域生活支援事業は、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

## (2) 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。富山市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

表5 - 1 実施する地域生活支援事業の種類

区 分		実 施 事 業
必 須 事 業	相 談 支 援 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者相談支援事業</li> <li>・ 地域自立支援協議会</li> <li>・ 障害児等療育支援事業</li> <li>・ 相談支援機能強化事業</li> <li>・ 住宅入居等支援事業</li> <li>・ 成年後見制度利用支援事業</li> </ul>
	コミュニケーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳者設置事業</li> <li>・ 手話通訳者派遣事業</li> <li>・ 要約筆記者派遣事業</li> </ul>
	日常生活用具給付等事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任 意 事 業	そ の 他 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問入浴サービス事業</li> <li>・ 日中一時支援事業</li> <li>・ 更生訓練費支給事業</li> <li>・ 施設入所者就職支度金支給事業</li> <li>・ 自動車運転免許取得助成事業</li> <li>・ 自動車改造助成事業</li> <li>・ 生活支援事業</li> <li>・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業</li> <li>・ 点字・声の広報等発行事業</li> <li>・ 奉仕員養成研修事業</li> <li>・ 経過的デイサービス事業</li> </ul>

## 2 地域生活支援事業の実施に関する事項

### (1) 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害のある人や家族、介護を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。なお、本事業とは別に、市内に32か所ある地域包括支援センターにおいて、障害のある人の相談にも応じます。

**障害者相談支援事業** 平成18年10月より、市内の8つの社会福祉法人等に相談支援事業を委託し、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、あわせて、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施しています。

**地域自立支援協議会** 相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など、関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障害のある人等を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たす地域自立支援協議会を設置し、地域の関係機関の連携強化に努めます。

**障害児等療育支援事業** 障害児等療育支援事業については、富山市恵光学園で引き続き実施し、早期療育等を行うための連携体制の強化に努めます。

**相談支援機能強化事業** 精神障害者地域生活支援センター4か所に、相談支援専門員として精神保健福祉士等の資格を持つ専門職員を配置し、相談支援機能強化を図ります。

**住宅入居等支援事業** 住宅入居等支援事業とは、公営住宅および民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業です。住宅入居等支援事業については、平成20年度実施をめざし、検討していきます。

**成年後見制度利用支援事業** 知的障害または精神に障害のある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を市において実施するとともに、成年後見制度の周知を図るよう努めます。

表5-2 相談支援事業者等の見込量

単位：か所

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	8	8	8	8
障害児等療育支援事業	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	4	4	4	4

## (2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### ① 見込量

手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業の利用者の見込量は、過去の実績等から見込みました。

表5 - 3 コミュニケーション支援事業の見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
手話通訳者派遣事業利用者数(人/月)	35	40	45	60
要約筆記者派遣事業利用者数(人/月)	6	9	9	9
手話通訳者設置事業(か所)	1	1	1	1

### ② 見込量の確保策

手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業については、富山市聾唖福祉協会との連携により、サービスの提供体制を整えます。障害者福祉センターで実施している手話通訳者設置事業については、その運営体制の充実を図る方向で検討していきます。今後は、富山県聴覚障害者センターと連携を図りながら、障害のある人に事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

## (3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具(入浴担架、特殊寝台など)」「自立生活支援用具(入浴補助用具、便器など)」「在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器など)」「情報・意思疎通支援用具(携帯用会話補助装置など)」「排泄管理支援用具(ストマ用装具、紙おむつなど)」「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」の6種類に大別されました。障害のある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

表5 - 4 日常生活用具給付件数の見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
介護・訓練支援用具(件/月)	3	3	3	3
自立生活支援用具(件/月)	3	3	3	3
在宅療養等支援用具(件/月)	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具(件/月)	6	6	6	7
排泄管理支援用具(件/月)	576	618	666	714
居宅生活動作補助用具(件/月)	1	1	1	1

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害がある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

① 見込量

障害福祉サービスの訪問系サービスに準じ、次のように見込みました。

表5 - 5 移動支援事業の見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
事業者数(か所)	11	12	13	16
利用者数(人)	20	23	26	40
利用延時間(時間/月)	91	108	127	209

② 見込量の確保策

移動介護事業の利用のしくみを継続し、視覚障害や知的障害、精神障害のある人の外出、社会参加を支援していきます。また、グループ支援型の実施について検討を行います。

## (5) 地域活動支援センター事業

障害のある人が地域活動支援センターに通い、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図ります。地域活動支援センターは、従来の障害者サービスセンターや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当します。

### ① 見込量

地域活動支援センターの見込量は、第2部の「日中活動系・居住系サービスの数値目標の根拠」を基にして算出しました(22～23頁参照)。

表5-6 地域活動支援センター事業一の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	事業者数(か所)	4	17	23	26
	利用者数(人)	153	337	403	439
	利用延日数(日/月)	3,366	7,414	8,866	9,658
旧体系利用者数(人)		231	54	-	-

### ② 見込量の確保策

共同作業所などの移行形態のひとつとして位置付け、その移行のための支援と促進を行います。地域活動支援センターの新規の利用見込みは、精神に障害のある人たちが中心になると考えられます。現行の医療系の事業者の参入とともに、NPO法人などによる身体に障害のある人および知的障害のある人を含めた就労の場や居場所づくりを促進していきます。なお、安定的な運営を確保するため、地域活動支援センター事業から介護給付、訓練等給付への移行支援に努めていきます。

(6) 訪問入浴サービス事業

自宅以外での入浴が困難な障害のある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

① 見込量

訪問入浴サービスは現在実施していませんが、ニーズがあると考えられるので、表5-7のとおり見込みました。

表5-7 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
事業者数(か所)	-	-	1	1
利用者数(人)	-	-	5	10
利用延回数(回/月)	-	-	40	80

② 見込量の確保策

平成20年度の実施に向けて、対象者の把握およびニーズ、実施体制に向けて検討します。

(7) 日中一時支援事業

障害のある人を介護している家族が、通院等の社会的理由で介護できない場合に、障害のある人を日中に一時預かりする日中一時支援事業を実施します。

① 見込量

平成18年度前半の実績から見込みました。

表5-8 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
事業者数(か所)	22	27	30	40
利用者数(人)	63	90	99	132
利用延回数(回/月)	147	181	199	265

② 見込量の確保策

障害のある児童に対する放課後対策を考えた場合、日中一時支援事業について充実させる必要があります。今後増加が見込まれる日中活動系サービス提供事業者および新たな事業者の参入の促進により、見込量の確保に努めます。

(8) そのほかの地域生活支援事業

見込量は設定しませんが、次の事業も本市の地域生活支援事業として実施します。

更生訓練費支給事業

身体障害者更生施設などでの訓練に要する費用の一部を支給する事業です。

施設入所者就職支度金支給事業

福祉施設の入所および通所者が就職等により自立する場合に就職支度金を支給する事業です。

自動車運転免許取得助成事業

障害のある人が、自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成する事業です。

自動車改造助成事業

障害のある人が、障害ゆえの必要により、自らが運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成する事業です。

生活支援事業

障害のある人などに対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するためおよび障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

点字・声の広報等発行事業

点字・声の広報等を発行して、視覚に障害のある人に必要な情報を提供する事業です。

奉仕員養成研修事業

点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員・手話奉仕員を養成する講習会を開催する事業です。

経過的デイサービス事業

平成18年10月に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、利用者に対して継続してデイサービスを提供していきます。該当事業所は3か所(利用者33人)で、平成19年4月からは、地域活動支援センターへの移行を予定しています。



富山市障害福祉計画

---

発行年月	平成 19 年 3 月
発行	富山市 〒930-8510 富山市新桜町 7 番 38 号 Tel 076 - 431 - 6111 (代)
編集	福祉保健部 障害福祉課

---